

介護サービス情報公表システムにおける オープンデータの取扱いについて

令和2年12月3日

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

ご要望事項への対応について

ご要望いただいたデータ項目について、CSVファイルを出力し厚生労働省ホームページ上にアップロードする等により、「推奨データセット」に準拠する形で提供する方向で対応することとしたい。

※ 介護サービス情報公表制度の実施主体は都道府県であることから、オープンデータの有効性等を説明し、理解を得る必要がある。

介護保険サービスの利用・提供は「利用者」と「事業者」との契約


【利用者】 より適切な事業者を選択することが必要

- 要介護高齢者等は事業者と対等な関係での情報入手に困難
(適切なサービス利用ができず心身機能低下のおそれ)

【事業者】 取組の努力が適切に評価され選択されることが必要

- 事業者情報を公平・公正に公表する環境がない
(提供する介護サービスの内容や運営状況等に関して、努力が報われない)

介護サービス情報の公表制度

- 
- 契約の一方の当事者である事業者が、利用者の選択に資する情報を自ら公表
 - ・ 利用者が適切な事業者を評価・選択することを支援
 - ・ 事業者の努力が適切に評価され選択されることを支援

情報公表制度の概要

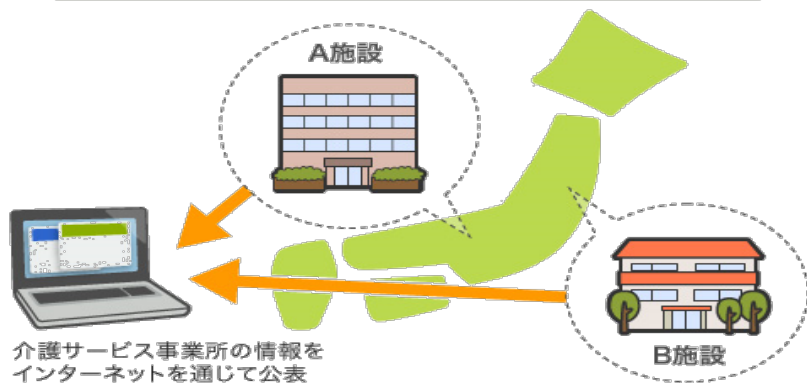
(介護保険の理念である「自己選択」の支援)

介護保険法に基づき、平成18年4月からスタート。

利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県及び指定都市が提供する仕組み。

※「介護サービス情報公表システム」を使って、インターネットでいつでも誰でも情報を入手することが可能。平成30年度末時点で、全国約22万か所の事業所情報が公表されている。

介護サービス情報公表制度のしくみ



公表までのフロー図



情報公表される内容

① 基本情報

- 事業所の名称、所在地等
- 従業者に関するもの
- 提供サービスの内容
- 利用料等
- 法人情報

② 運営情報

- 利用者の権利擁護の取組
- サービスの質の確保への取組
- 相談・苦情等への対応
- 外部機関等との連携
- 事業運営・管理の体制
- 安全・衛生管理等の体制
- その他（従業者の研修の状況等）

※その他、法令上には規定がないが、事業所の積極的な取組を公表できるよう「事業所の特色」（事業所の写真・動画、定員に対する空き数、サービスの特色など）についても、情報公表システムにおいて、任意の公表が可能。

【概要】

○利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県及び指定都市が提供するもの

【ポイント】

○介護サービス事業所は、年一回、直近の介護サービス情報を都道府県又は指定都市に報告

○都道府県及び指定都市は、事業所から報告された内容についてインターネットで公表。また、報告内容について調査が必要と認める場合、事業所・施設に対して訪問調査を実施

介護サービス情報公表システム<国で一元管理>

都道府県及び指定都市

介護サービス情報の公表

- 報告された内容について、公表を行う

反映

介護サービス情報の調査

- 新規指定時、更新申請時、虚偽報告が疑われる場合など必要に応じ訪問調査を実施し、結果を公表情報に反映
(調査項目は都道府県及び指定都市が設定)

※公表及び調査にかかる費用について地方自治法に基づき手数料を徴収することが可能

介護サービス事業所・施設

<介護サービス情報>

- 基本情報
基本的な事実情報
(例)事業所の所在地、従業員数、営業時間、サービスの内容など
- 運営情報
介護サービスに関する具体的な取り組みの状況
(例)外部機関との連携、苦情対応の状況、職員研修の状況など
- 都道府県独自項目
都道府県が定める追加項目(任意設定)

報告
(年1回)

訪問調査
(適宜)

閲覧
(インターネット)

利用者